

産業廃棄物収集運搬業許可証

兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4
浜田化学株式会社
代表取締役 岡野嘉市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 4年 9月 16日
許可の有効年月日 令和 9年 9月 15日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○	金属くず	○		
汚泥	○	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○		
廃油	○	鉛さい	○		
廃酸	○	がれき類	○		
廃アルカリ	○	動物のふん尿	○		
廃プラスチック類	○	動物の死体	○		
紙くず	○	ばいじん	○		
木くず	○	政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	○		
繊維くず	○	自動車等破碎物	×		
動植物性残さ	○	石綿含有産業廃棄物	○		
動物系固形不要物	○	水銀使用製品産業廃棄物	○		
ゴムくず	○	水銀含有ばいじん等	○		

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
令和 4年 9月 16日 許可

5 積替え許可の有無 有・無
市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。